

忘れていませんか？

『低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金』の申請

広報4月号でお知らせいたしました、『高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金』の申請期限は、7月19日(火)までとなっています。

給付の対象となる方(※)には、4月下旬に申請のご案内を送付させていただいています。

申請がまだの方は、福祉課又は最寄りの役場総合支所・出張所へ期限までに忘れずに申請してください。

なお、平成26年中の所得状況により、給付が受けられなくなる場合もあります。ご了承ください。

また、給付金の支給は、平成28年6月中旬から順次行う予定です。ですので併せてお知らせいたします。

※高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者次の①～③のすべてに該当する方が対象となります。

①平成27年1月1日現在で周防大島町に住民登録がある方。

②平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方

③平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前生まれ)

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

(ア) 税扶養されている方で、扶養している方が市町村民税(均等割)課税の場合

(イ) 生活保護制度の被保護者となっている場合



■問い合わせ 福祉課 民生福祉班
☎0820(77)5505

税負担の公平性を確保するために

町税の滞納処分を強化しています

税金の滞納はありませんか？

税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。

町では、税を納めていただいている方との公平性を保つために、また自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

滞納処分の流れ

①督促・催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。また、督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が加算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない方は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産(給与、売掛等債権、不動産など)の調査を行います。

③差押

預貯金、給与、不動産などを差し押さえます。自動車などにはタイヤロックを実施します。

④搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価、充当

差し押さえた財産は公売(売却)等により換価(現金化)し、滞納金に充当します。



◀タイヤロック

平成25年度から平成27年度までの滞納処分等の実績(件数)

財産調査	805件
差押	65件
搜索	2件

○納税方法のご相談、納期限までの納付にお困り等、納税のご相談は税務課徴収対策班へご連絡ください。

■問い合わせ 税務課徴収対策班
☎0820(74)1031